

令和3年5月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については〇で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和3年度北塩原村農業委員会総会（令和3年5月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和3年5月20日（木）午後1時30分～2時12分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	欠
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	欠
〃	—	安部嘉久	欠
〃	—	柏谷孝雄	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中3名出席。

4. 欠席委員

推進委員 奥川 維之

推進委員 五十嵐好則

推進委員 安部 嘉久

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 協議事項
 - ・別段面積の再検討について
 - ・令和4年度農林関係税制改正への要望について
- 第5 提出議案
 - 議案第1号
 - 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - ・番号1～5番 所有権移転
- 第6 その他
 - ・農業委員会活動優良事例集の配布について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 佐 藤 博
事務局 班長 渡 部 達 也
事務局 主査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和3年度北塩原村農業委員会定例総会5月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中3名にも出席いただいております。なお、推進委員の奥川維之委員、五十嵐好則委員、安部嘉久委員からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、5番、蓮沼喜久雄委員、1番、小椋隆子委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、4月27日、会津若松地方農業委員会連合会第49回通常総会、喜多方プラザ文化センターで開催され、会長、事務局長が出席しております。2番、5月19日、令和3年度前期農業委員会会長・事務局長研修会、こちらは当初、パルセいいざかへ出張予定でございましたが、今般の新型コロナウイルスの感染が拡大していることを踏まえまして、会場参加とWEB参加の併用による開催に変更されましたので、当村におきましては、会長・事務局長ともにWEBにて参加しております。3番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会5月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、5月25日、令和3年度全国農業委員会会長大会、こちらについては中止のお知らせが来ていたところですが、YouTubeによるライブ配信にて実施することとなったそうです。当日は、会長が視聴予定でございます。2番、5月26日、令和3年度農業委員会情報活動事業担当者会議、こちらもオンライン開催となっており、事務局が参加予定でございます。3番、6月21日、北塩原村農業委員会総会6月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で業務報告と今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。1点目、「別段面積の再検討について」、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。協議事項の1点目、別段面積の再検討について説明いたします。次の農地法第3条第2項第5号の規定により、設定した別段面積について協議及び再検討を行うものでございます。初めに、皆さんご存じのこととは思いますが、別段面積について簡単に説明させていただきます。3ページ、白○の3つ目「別段面積（下限面積）」とは・・・というところをご覧ください。農地の売買・贈与・賃借等をする場合には、農地法第3条に基づいた農業委員会の許可が必要となります。その許可要件のひとつに、下限面積の要件がございます。農地の受け手の耕作面積（経営面積）が許可後において「原則として、北海道では2ha以上、都府県では50a以上になること」という規定がございます。これは、経営する面積があまりに小さいと生産性が低くなり、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行なわれないことが想定されるということから、許可後に経営する農地面積が一定以上の面積にならないと許可はできないとするものでございます。それが平成21年12月に農地法が改正されまして、都府県では50aとされていた下限面積が地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するために地域の実情に合わないという場合には、各市町村の農業委員会の判断で下限面積を引き下げて、別段の面積を定めることができるようになりました。その別段面積（下限面積）について、農林水産省の通知により、毎年1回は再検討することが求められておりますので、今回協議事項として提出させていただきました。なお、別段面積を定める基準といたしましては、農地法施行規則第17条で定められておりまして、参考として6ページに載せております。内容としましては、設定する区域は自然的経済的条件からみて、営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、別段面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること、といった基準がございまして、地域の実情に応じて各市町村農業委員会の判断で定められるように規定されております。3ページにお戻りください。北塩原村の別段面積の設定状況について説明いたします。1番目の白○をご覧ください。当農業委員会では、2つの区域に分けて別段面積を定めております。大字桧原の区域が10a、大字下吉・北山・関屋・大塩の区域が30aの別段面積（いわゆる下限面積）を設定しております。また、昨年6月に開催した定例総会において、村の空き家バンクに登録された空き家に付随した農地で、事前に農業委員会が一筆ごとに指定した農地については、0.1aの別断面積を設定いたしました。白○の2つ目ですが、別段面積を設定することにより農地を取得する場合、都府県では50a以上必要だった耕作面積が、大字桧原の区域で

は10a以上、その他の区域では30a以上、さらには、空き家に付随した農地で農業委員会が一筆ごとに指定した農地であれば、0.1a以上で農地を取得することができることとなっております。別段面積の設定について協議した当時の設定理由、農業委員の意見又は設定根拠を4ページにまとめましたので、各自ご確認願います。また、別段面積の設定後に、当村で新たに農地を取得した者の状況としまして、4ページの1番下に記載しておりますが、これまで賃借権の設定が3件ございました。松陽台の方が関屋の農地を借りた件が1件、震災により避難されている方が下吉の農地を借りた件が1件、喜多方市の方が桧原の農地を借りた件が1件で、合計3件となります。なお、今月の提出議案でも別段面積に関係する案件が出てまいります。また、参考としまして、5ページに会津地域の設定状況を載せておりますのでご確認ください。以上の内容から村で設定した別段面積について、修正の必要があるかどうか、ご審議いただきたいと思っております。上記のとおり提出いたします。令和3年5月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で別段面積の再検討についての朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

これまでどおりでいいと思っております。

○議長

他にご意見等はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。別段面積につきましては、これまでどおり変更なしということでご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。以上で別段面積の再検討について終了いたします。

○議長

続いて、2点目の協議事項に移ります。「令和4年度農林関係税制改正への要望について」、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の7ページをご覧ください。協議事項の2点目、令和4年度農林関係税制改正への要望について、説明いたします。別添の租税特別措置等が令和3年度末までに適用期限を迎えるため、令和4年度農林関係税制改正に向けた要望について協議及び検討を行うもので

ございます。参考とする資料等につきましては、今月の定例総会の開催通知と併せて、事前に配布しておりますので、委員の皆さんには1度目を通していただいているとは思いますが、提出議案の9ページから20ページに先に送付した物と同じ資料を載せております。その中の11ページから20ページが、特例措置一覧（期限付租税特別措置一覧）となっております。その中で適用期限が今年度末、令和4年3月31日で切れるものの中から、当村において実績のあった特例措置について、特に期限の延長を要望したいと考えております。事務局案としまして8ページに載せておりますのでそちらをご覧ください。こちらは、農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の延長になります。要望理由や活用実績、期待される効果等については、資料を事前送付しておりますのでここでは割愛させていただきますが、こちらの事務局案につきまして、協議・検討していただき、農業委員会の意見として提出したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。上記のとおり提出いたします。令和3年5月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で、令和4年度農林関係税制改正への要望についての朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、令和4年度農林関係税制改正への要望について終了するとともに、協議内容の通り、福島県農業会議へ要望報告書を提出することとします。

○議長

それでは、議事に入ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。今月は5件ございます。それでは、議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の21ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。次の農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請当事者の氏名等について、譲渡人は〇〇〇さん、〇〇歳、会津若松市在住の方、譲受人は〇〇〇さん、〇〇歳、大字桧原字〇〇の方でございます。2、申請する農地の所在地及び面積は、下吉字〇〇1566番3、地目は畑、面積158㎡の1筆でございます。3、権利を設定しようとする事由については、譲渡人が農業廃止、他市町村居住のため、譲受人が経営規模の拡大のためでございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、383,200円でございます。

ます。5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、22ページと23ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年5月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員

はい。17日月曜日ですが、〇〇〇さん、〇〇〇さん、双方に確認いたしました。申請内容等に間違いはなく特に問題もないと思いましたので、許可相当といたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。場所としましては、〇〇〇〇〇の南側、会社の入口付近になります。

○3番、岩田多吉委員

この場所は畑になっているの。

○2番、中川博之委員

はい。そうです。荒れてもいないです。

○3番、岩田多吉委員

ちゃんと畑になってるのか。家庭菜園用にするのか。

○議長

他に、ご意見、ご質問等ありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の所有権移転について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番から5番については、下限面積の要件の関係上、一括審議といたします。
それでは、番号2番から5番まで、事務局より一括して朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第1号、番号2番から5番まで一括して説明いたします。まずは提出議案の24ページをご覧ください。番号2番、1、申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字〇〇の方、譲受人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字〇〇の方でございます。2、申請する農地の所在地及び面積は、北山字〇〇4683番1、地目は田、面積1,504㎡の1筆でございます。3、権利を設定しようとする事由については譲渡人が、相手方の要望、譲受人が、新規就農のためでございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、750,000円でございます。5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、25ページと26ページに載せております。続きまして、27ページをご覧ください。番号3番、1、申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字〇〇の方、譲受人は、同じく〇〇〇さんでございます。2、申請する農地の所在地及び面積は、北山字〇〇59番、地目は畑、面積698㎡の1筆でございます。3、権利を設定しようとする事由については譲渡人が、相手方の要望、譲受人が、新規就農のためでございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、50,000円でございます。5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、28ページと29ページに載せております。続きまして30ページをご覧ください。番号4番、1、申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字〇〇の方、譲受人は、同じく〇〇〇さんでございます。2、申請する農地の所在地及び面積は、北山字〇〇4101番、地目は畑、面積321㎡の1筆でございます。3、権利を設定しようとする事由については譲渡人が相手方の要望、譲受人が新規就農のためでございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、50,000円でございます。5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、31ページと32ページに載せております。続きまして、33ページをご覧ください。番号5番、1、申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字〇〇の方、譲受人は、同じく〇〇〇さんでございます。2、申請する農地の所在地及び面積は、北山字〇4045番、地目は田、面積358㎡、同じく〇〇4102番、地目は畑、面積229㎡の2筆、面積の

合計は587㎡でございます。3、権利を設定しようとする事由については譲渡人が、相手方の要望、譲受人が、新規就農のためでございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、100,000円でございます。5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、34ページと35ページに載せております。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に4件とも確認していただき、許可相当といただいております。なお、〇〇〇さんは農地を所有しておりませんでしたが、今回4名の方から農地を取得し、その合計面積が3,110㎡となりますので、大字北山の区域30a以上の下限面積の要件はクリアしたこととなります。よって、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年5月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号2番から5番までの所有権移転について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。5月の19日ですか、譲渡人4名の方々のお宅に行って内容を確認してきました。申請内容、土地の値段等にも間違いはないということでした。〇〇〇さんにも確認し、これから農業をやりたい、そのためには3反必要だからと今回4名の方をお願いして土地を譲ってもらおうこととしたようです。内容等には問題はないと思いましたので、許可相当としました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

これ、新規就農のためとなってるけど、土地を求めて農家をやるのか。

○議長

そういう決意だそうです。

○3番、岩田多吉委員

そういう決意か。これ誰がやるの。息子がやるのか。

○議長

いや、それは〇〇〇だべ。

○3番、岩田多吉委員

〇〇〇さんがやるのか。これ、田んぼと畑とあるけど、田んぼも作るのか。

○議長

会社の前の田んぼはそばを作付ける予定とのことです。

○3番、岩田多吉委員

ああ。田んぼはやらないで、全部畑として使うのか。

○議長

使い方としては。

○3番、岩田多吉委員

そうか。〇〇〇さんは百姓やるのか。

○議長

他にご意見等ありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番から5番までの所有権移転について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番から5番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より1点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(農業委員会活動優良事例集の配布について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 5番 _____ (印)

議事録署名委員 1番 _____ (印)